

人民陪审员制度改革的 理念 and 实践

陈颖 著



WUHAN UNIVERSITY PRESS

武汉大学出版社

人民陪审员制度改革的 理念和实践

陈颖 著



WUHAN UNIVERSITY PRESS

武汉大学出版社

图书在版编目(CIP)数据

人民陪审员制度改革的理念和实践/陈颖著. —武汉:武汉大学出版社, 2016. 7

ISBN 978-7-307-18203-5

I. 人… II. 陈… III. 陪审制度—研究—中国 IV. D926

中国版本图书馆 CIP 数据核字(2016)第 144980 号

责任编辑:谢群英

责任校对:汪欣怡

版式设计:马 佳

出版发行:武汉大学出版社 (430072 武昌 珞珈山)

(电子邮件:cbs22@whu.edu.cn 网址:www.wdp.com.cn)

印刷:虎彩印艺股份有限公司

开本:787×1092 1/16 印张:9.75 字数:182千字 插页:1

版次:2016年7月第1版 2016年7月第1次印刷

ISBN 978-7-307-18203-5 定价:26.00元

版权所有,不得翻印;凡购买我社的图书,如有质量问题,请与当地图书销售部门联系调换。



编写说明

1. 选题背景及其意义

发轫于 20 世纪 30 年代革命根据地的人民陪审员制度在经历了 70 多年的曲折发展后沿用至今。然而，在 20 世纪 90 年代至 2005 年之间，该制度的实施状况陷入了一种形同虚设的境地。在这一段时期，关于人民陪审员制度的全国性法律缺失，而各个地区的高级人民法院所制定的只适用于其司法管辖区域的内部规则又各不相同。更有甚者，有些地方既不存在相关的法律规则，也没有在司法实务中适用过该制度。对于人民陪审员制度在这一时期所面临的这种窘境，学者们给予了高度的关注，并且提出了各种围绕制度存废以及制度改革的学术观点。这些学术论争也对司法实务部门，乃至立法部门产生了积极的影响。作为司法制度改革的主要推动者的最高人民法院分别在 1999 年和 2004 年公布的第一个和第二个人民法院的五年改革纲要中将完善人民陪审员制度提上了人民法院改革的议程之中，并且两次将拟定的关于完善人民陪审员制度的法律案呈至全国人民代表大会常务委员会。经过了多次立法讨论之后，在 2004 年 8 月 28 日，我国首个规范人民陪审员制度的单行法，《关于完善人民陪审员制度的决定》以下简称《决定》在第十届全国人民代表大会常务委员会第十一次会议上顺利通过，并于 2005 年 5 月 1 日开始在全国施行。

尽管《决定》的条文数量只有 20 条，却第一次详细地规定了人民陪审员制度的立法目的和制度构造，为全国范围内的统一实施提供了良好的前提条件。其后，最高人民法院分别在 2005 年和 2009 年两次以《决定》为基础进一步地制定了更为详细的实施规则并公布、施行。从 2005 年 5 月 1 日开始，人民陪审员制度的法律得到了完

善和充实,使得制度实现了有法可依。最高人民法院也多次召开全国人民陪审员制度大会,积极推动地方人民法院在一审普通程序中提高制度的适用率。然而,近年来,学界中出现了越来越多的有关人民陪审员沦为合议庭中的“花瓶”,在庭审中“陪而不审”的批判观点。在司法实务界,也有人指出人民陪审员制度存在的最大功能就在于弥补法官人手不足这一点上,而不是参加庭审和合议。目前,以《决定》的实施为起始标志的制度改革还在进行之中,现行的人民陪审员制度究竟应该向哪个方向发展值得深思。

2011年3月10日,全国人大常委会委员长吴邦国同志在十一届全国人大四次会议第二次全体会议上宣布,党的十五大提出的在2010年形成中国特色社会主义法律体系的立法工作目标如期完成。作为规定了人民陪审员制度的单行法的《决定》也理所当然地属于中国特色社会主义法律体系中的一部分,那么,改革之后的现行人民陪审员制度在实施中又存在哪些问题呢?为了给上述疑问提供解答,本书将通过实证调研的方法对现行人民陪审员制度的实施状况进行客观描述和分析。

2. 主要内容

本文由包括序章在内的六个章节构成。各个章节的内容概要如下:

在序章中,笔者首先阐述了本研究的问题意识,并基于该问题意识提出了如下研究课题,即,阐明现行人民陪审员制度的实施状况。而且,笔者还在该章中对相关的先行文献进行了整理,从而,论述了本研究的意义。

在第一章中,笔者对人民陪审员制度改革之前,即2005年之前的历史变迁进行了详细的论述。笔者从人民陪审员制度发轫的1932年至2005年制度改革至今的历史三个时期进行了阐释,它们分别是1932年至1949年的制度史、1949年至1978年的制度史和1978年至2004年的制度史。然后,笔者在此基础上对各个时期的相关法律进行了整理,并粗略地勾勒出了各个时期的制度构造。最后,笔者对2005年制度改革开始之前的实际运行状况进行论述。

在第二章中,笔者对2005年之前的有关人民陪审员制度改革的学术论争进行了论述。首先,笔者对制度改革之前的学者提出的保留或者废除人民陪审员制度的诸观点进行了整理。然后,笔者针对学者所指出的改革前的人民陪审员制度所存在的问题点进行了探讨。最后,笔者对由学者所提出的制度改革方案进行了梳理和分析。

在第三章中,笔者主要针对现行人民陪审员制度的构造进行了阐述。首先,笔者对《关于完善人民陪审员制度的决定》这一单行法从草案到最终成立的立法过程做了

简略的论述之后，阐明了该单行法如何影响了人民法院组织法和三大诉讼法对人民陪审员制度作出的相关规定。接着，笔者详细介绍了最高人民法院以及高级人民法院发布的关于该制度的司法解释和内部规定。最后，笔者基于现行法律和具有法律效力的规定对现行人民陪审员制度的构造进行了详细的论述。

在第四章中，笔者对制度改革之后的人民陪审员制度的实施状况进行了阐明和论述。首先，笔者通过网络收集到了人民陪审员制度在全国的实施情况的资料，并对这些资料进行了整理和简略的分析。接着，笔者在 2012 年的 2 月、7 月和 8 月分别前往湖北省、内蒙古自治区、重庆市、广东省和上海市，对上述地区的高级人民法院和若干中级人民法院、基层人民法院近年来的人民陪审员制度的实施状况，即陪审案件的数量、陪审率、人民陪审员的人数等进行收集和整理，然后，通过针对各级人民法院的法官和人民陪审员进行问卷调查的方法掌握了这些直接参与制度实施过程中的人民法官和人民陪审员对制度运行状况的看法。最后，笔者依据上述实证调研所得到的第一手资料阐明了现行制度在运行中存在的问题，并分析了产生这些问题的原因。

在第五章中，笔者整理了从 2005 年制度改革一直到现今学者们所提出的新的改革方案，并介绍了受到了最高人民法院高度评价和积极推广的“吴中模式”，然后，以此为基础展望了未来的制度改革的发展方向。



目次

はじめに	1
1 問題意識および課題	1
2 本書の構成	5
3 先行研究の整理	6
4 本研究の意義	12
5 裁判制度の概観および日本語訳・表記	13
第1章 人民参審員制度の沿革と改革前の制度概要	17
第1節 1932年から1949年までの人民参審員制度	17
1 革命根拠地における人民参審員制度に関する立法	17
2 辺区における人民参審員制度に関する立法	20
3 解放区における人民参審員制度に関する立法	23
第2節 1949年から1978年までの人民参審員制度	25
1 この時期における人民参審員制度の法整備	25
2 この時期における人民参審員制度の運用状況	29
第3節 1978年から2004年までの人民参審員制度	31
1 この時期における人民参審員制度の法整備と運用状況	32
2 旧制度の概要と問題点	35
第2章 制度改革をめぐる議論状況	40
第1節 制度の存廃をめぐる議論	40

1 廃止論	40
2 存続論	42
第2節 従来の問題点と学者の改革案	47
1 従来の問題点	47
2 学者が提出した改革案	49
第3章 現行人民参審員制度の仕組	54
第1節 規範レベルからみる現行制度の形成過程	54
1 現行制度の法的根拠	54
2 現行制度に関する司法文書	64
第2節 現行制度の概要	66
1 制度機能に関する公式見解	66
2 制度の対象となる事件	68
3 人民参審員の選任、解任	69
4 事件配点手続	73
5 人民参審員の権限と義務	73
6 合議体の構成および評議	74
7 人民参審員の研修・考査・手当	75
第4章 改革後の実施状況	78
第1節 全国の実施概況	78
第2節 法社会的な現地調査による点描	80
1 各地域の人民参審員が加わった事件数と参審率	80
2 人民参審員の属性	92
3 裁判官および人民参審員の自己評価	112
第3節 実施状況における問題点	124
1 制度運用上の問題点	124
2 問題点が生じる原因	128
第5章 制度改革のねらい	132
第1節 学者による改革提言	132
第2節 人民法院の試みとしての「呉中モデル」	135

おわりに	140
参考資料 1	142
参考資料 2	144
参考資料 3	146



はじめに

1 問題意識および課題

(1) 問題意識

論文のタイトルにある人民参審員^①制度とは、中国の国民参与裁判制度のことである。つまり、それは、中国において1930年代からソビエト法の影響で形成された市民が裁判に参加する制度である。一般市民が裁判に参加する制度としては、比較法的にアメリカなどの陪審制とヨーロッパ大陸法型の参審制という二つの種類がある。国によって差はあるが、概ね以下のように両者を類型化することができる。前者は無作為に選ばれた陪審員が有罪無罪の評決を行い、職業裁判官は量刑だけを担当する制度で、後者は一般市民から選ばれた参審員と職業裁判官がともに審理を担当し、有罪無罪から量刑までを決定する制度である。この基準によると、人民参審員制度は参審制に属している。

中華人民共和国において、1980年代ごろから実施された改革開放政策による高度経済成長とともに、1993年から、法整備は一層促進され、大陸法への回帰と法のグローバル化という時期を迎えた。人民参審員制度については、従来から関連法律の

① これは、中国語の原語で〔人民陪审员〕であり、1954年憲法74条、1954年法院組織法8条、9条と1983年の改正された法院組織法10条に関連条文により定められているが、いずれも、「人民陪审员」または「人民陪審制」と明記されている。しかし、法官と同じ権限を有して、事実判断と量刑と一緒に行っているのも、人民参審員あるいは人民参審制と訳さなければならない。

不備を一つの原因として、深刻な形骸化に陥っていると指摘されてきた^①。1990年代の半ばから2000年代の初頭にかけて、人民参審員制度を廃止すべきであり、または、この制度の適用を先送るべきとの訴えは学界でも、実務界^②でも盛り上がっていた^③。しかし、1998年からは、全国人民代表大会（以下、「全人大」と略称する）常務委員会、および最高人民法院は、相次いで、人民参審員制度の維持とともに改革をしようと呼びかけた。1998年9月16日に行った全人大の会議で、当時の全人大常務委員長を務めた李鵬は司法公正を促進するために、人民参審員制度を確実に実施すべきだと指示した。この直後、同年の12月に開いた全国高級人民法院院長会議において、当時の最高人民法院院長の肖揚は、人民参審員制度が、大衆が国家管理に参加する具体的体现でもあり、司法公正を保障する有効な措置でもあり、人民参審員機能を本当に発揮させるために、その制度を研究して、改革しようとの考えを示した。そのため、人民参審員制度の改革が人民法院の1999年度「五つの改革」の一つの柱として打ち出された^④。同年、最高人民法院は「人民参審員制度を完全化することに関する決定（草案）」を起草して、全人大常務委員会に提出した。同時に、各級人民法院に人民参審員に関する調査作業をしっかりと行い、管理部門を設立し、管理制度を制定し、人民参審員が法律に従い、職責を履行するために、良好な任務条件を提供し、着実にこの改革を実行することを要求した^⑤。

① 「最高人民法院答問《關於完善人民陪審員制度的決定》」人民法院網<http://www.china.com.cn/chinese/zhuanti/psysg/851483.htm>（最終アクセス日、2012年3月16日）参照。最高人民法院が発表したものには、人民参審員制度の形骸化の原因について法律の不備であったことだけ言及されているが、それが唯一の原因というわけではない。その原因は、のちに論じる。

② 実務界は日本では法曹界のことである。

③ 学界の観点は、申君貴「对我国陪審制的否定性思考」中国律師第4期（1999年）14～15頁と、陳新「陪審制的否定性断思」前沿，2002年第7期（2002年）89～90頁を参照できる。実務界の廃止論は、官忠（重慶市第三中級人民法院の法官）「陪審制的存廢問題研究」重慶行政，2002年第6期（2002年）1～2頁、侯東順（ハルビン市中級人民法院の法官）「關於我国陪審制度应当廢除的法律思考」黑龍江省政法管理幹部学院学报，2003年第5期（2003年）83～84頁を参照できる。

④ 劉敏懷、黃海「沿着司法公正的方向推進人民法院的五大改革——訪最高人民法院院長肖揚」瞭望新聞周刊，第51期（1998年12月21日）26～27頁。1999年に制定した「人民法院改革綱要」は、人民参審員制度の改革を進めようと明記した。「人民法院改革綱要」の全文は『中華人民共和國最高人民法院公報』，1999年第6期185～190頁に参照できる。

⑤ 祝銘山「關於『人民法院五年改革綱要』的說明」中華人民共和國最高人民法院公報，1999年第6期190～196頁参照。

最高人民法院がそのように制度の改革に情熱を傾けて、促したにもかかわらず、草案の成立はそれほど順風満帆ではなかった。2000年10月、第九屆全人大常務委員会第18回会議で、その草案の最初の審議を行った後、全人大常務委員会法制工作委员会^①が、中央の関係部門、各地方人大、および法律に関連する教育または研究機構に草案を配って、意見を求めた。しかし、それらの意見に大幅な相違があること、そして法院組織法などの法律の修正に及ぶおそれがあることなどを理由として、2002年12月17日、全人大常務委員会委員長会議で、草案の審議を停止する決定をした。これによって、学界における人民参審員制度に関する研究は低調となり、外国の関連法律と制度を紹介することに止まった^②。

しかしながら、「人民参審員制度を完全化することに関する決定」の施行により人民参審員制度は、再び世論の注目を集めるようになった。2004年、第十回全国人民代表大会常務委員会第11回会議で「人民参審員制度を完全化することに関する決定」（以下、「決定」と略称する）が採択された。同年、最高人民法院は司法部と共同で「人民参審員の選任、研修、勤務評定業務に関する実施意見」を定めた。その後、2005年には、最高人民法院は「人民参審員に関する管理規則（試行）」を制定し、そして、財政部と共に「人民参審員の経費管理の諸問題に関する通達」を公布した。それらの法規と司法文書の制定等によって、制度改革は司法実務に影響を与え始めた。現在まで、最高人民法院は一連の関連法律規定や司法文書を制定してきた。それとともに、人民参審員制度の法整備はある程度充実してきたといえよう^③。

これに対応して、実務上、2005年以来、全国では七万七千人の人民参審員が選任され、基層法院裁判官の人数の半分を上回るようになり、参審事件の数量と比率も

① 立法活動を補佐するために、全人大常務委員会の下に設置された機構で、職責は日本の衆議院法制局にあたる。

② 1999年から2004年にかけて、人民参審員制度と裁判方式は、いずれも当時の最高人民法院が主導した改革の対象である。しかし、学界の反応はそれぞれ違った。中国期刊全文数拠庫により、1999年から2004年まで、「裁判方式」をキーワードとして調べると、1403篇の関連文章が現れて、その中、コア・ジャーナルに登載された論文数は280達する一方、「人民参審員」をキーワードで検索すると、現れるのは325篇だけであり、その中、コア・ジャーナルに登載されたのは、たった50篇であって、しかも、外国の法律と制度の紹介に関する論文数が13篇を占めている。だから、当時、人民参審員制度に関する研究は裁判方式の研究と比べて盛んではなかったと考えられる。

③ 「決定」をはじめとする制度改革以来の関連法律規定や司法文書などに関する分析は、本稿の第3章の第1節で展開する。

年々増加してきた^①。2006年には、人民参審員が参与した事件数が339,965件であったのが、2009年には632,006件に達し、2005年5月から2010年3月にかけて、参審事件数は合わせて1,947,364件となり、これは基層法院での通常公判手続による事件の総数の19.5%を占めた^②。2010年5月14日に、第二次全国法院人民参審員工作会议で、最高人民法院院長の王勝俊は人民参審員制度を活用し、人民参審員の人数を増やし、適用する事件範囲を広めようと実務界に対して呼び掛けた^③。

さらに、人民参審員制度は、政治上かなり重要視されるようになった。2007年、第一次全国法院人民参審員工作会议で、当時の中国司法界のトップにあたる中央政法委員会の書記であった羅幹は、人民参審員制度に関して、「人民参審員制度の実施は、社会主義民主政治を發展させるための大切な実践、法によって国を治めることを推進する大切な内容、社会の調和を促進する大切な手段、司法公正を守る大切な措置であり、我国の国情と司法実情に合い、非常に根強い現実的対応力を備えているのである。」と述べ、中国的特色ある人民参審員制度を作り出そうと提案した^④。同じ会議に出席した当時の最高人民法院の院長であった肖揚も、「社会主義和諧社会を建設するためには、中国的特色ある人民参審員制度が条件となる。……中国的特色のある人民参審員制度は公正かつ効率、さらに権威ある社会主義司法制度の重要な構成部分である。」と示した^⑤。そして、2011年3月10日、呉邦国委員長が当時の第十一回全人大会議で「中国的特色のある社会主義法律体系はすでに形成さ

① 最近、100%参審率に達した各地の基層人民法院が模範として報道されたことは、次々にあらわれて尽きることがない。次は一部の例である。「醴陵法院人民陪審員参審率達100%」<http://old.chinacourt.org/html/article/201202/03/474597.shtml>（湖南省）、「鄱陽法院：陪審員“三到位”参審率達100%」<http://court.gmw.cn/html/article/201202/13/84826.shtml>（江西省）、「固鎮法院：人民陪審員参審率達百分之百」<http://bbzy.chinacourt.org/public/detail.php?id=12744>（安徽省）、「豊鼎法院人民陪審員参審率達百分之百」<http://court.gmw.cn/html/article/201112/01/81814.shtml>（江蘇省）（最終アクセス日、2012年3月16日）参照。現在、全国で参審率は上昇の傾向にあると見られる。

② 中国年鑑編集部『中国法律年鑑（2011）』（中国法律年鑑社、2011年）192頁。

③ 「全国法院人民陪審工作会议在閩召開 王勝俊批示要求 以深入推進三項重点工作為契機 加強人民陪審工作推進司法民主」人民法院報、2010年5月15日第1面参照。

④ 「羅幹在第一次全国法院人民陪審員工作会议上強調 努力建設中国特色的人民陪審員制度 促進司法民主發展社会主義民主政治」人民法院報、2007年9月4日第1面参照。

⑤ 「再接再厲与时俱進推動中国特色人民陪審員制度不斷發展完善」人民法院報、2007年9月4日第1面参照。

れた。」と宣言した^①。その後、人民参審員制度は中国特色のある社会主義司法制度の一つとして位置づけられた^②。

市民の司法参加のシステムとしての人民参審員制度は、改革後に一体どのように実施されているのか、そして、改革によりどのような変容を受け、いかなる特徴を帯びるようになったのか、その変容と特徴を生んだ原因がどこにあるのかといった疑問が当然浮かんでくるだろう。

(2) 本書の課題

本稿では、以上のような問題意識を持ちつつ、まず「根拠地時代」から現在における人民参審員制度の沿革に即して、各歴史段階における人民参審員制度の機能・構造の分析を行う。これにより、その変容の要因、とりわけ現行制度の改革の背後にある理念を明らかにすることができるものと考えられる。そして、現地調査の手段を用い、現行人民参審員制度の運用実態を解明したうえで、現行制度の合理性・妥当性を検討し、それをふまえて、制度の問題点を総合的に考察する。それを本書の課題とする。

2 本書の構成

上述の課題を解明するために、本書では、以下の順序で考察が進められる。

序章では、研究の背景と既往の研究、問題意識、課題、研究の意義等について示した。

第1章は、人民参審員制度の発展史を扱う。本章では、1932年から今回の制度改革を行い始めた2005年にかけての制度の前史を三つの段階、と分けて各年代の制度構造を明らかにした。制度を規定する法律が非常に簡略であり、さらに、全国で統一して適用されていなかったという法律の不備と混乱した運用状況を描いている。

第2章は、人民参審員制度のあり方に関する改革の議論をとりあげる。本章では、制度改革を行う前、学界における制度存続に関する論争を整理し、制度改革以前の

①「吳邦国：中国特色社会主義法律体系已經形成」新華網http://news.xinhuanet.com/legal/2011-03/10/c_121170711.htm（最終アクセス日、2012年3月16日）参照。

②「王勝俊：關於中国特色社会主義氏法制的几点認識」新華網http://news.xinhuanet.com/legal/2011-03/01/c_121133590.htm（最終アクセス日、2012年3月16日）参照。

制度構造上に存在した四つの問題点を検討した上で、それに対して学者が提出した改革案を分析している。

第3章は、改革後、人民参審員制度の仕組みを解明する。本章では、「決定」の草案から単行法として採択されるまでの立法経緯を略述した上で、「決定」が人民法院組織法、刑事訴訟法、民事訴訟法、行政訴訟法の関連条文の内容を如何に変更したかを明らかにした。ついで「決定」にもとづいて制度のさまざまな方面を詳しく規定している最高人民法院および各高級人民法院が制定した通達の内容を紹介した。最後に、現行制度がいかに変更され、詳細化されたかを整理した。

第4章は、改革後、人民参審員制度の運用実態を解剖する。本章では、制度の全国的な実施状況について若干の検討を加えた。ついで現地でのフィールド調査で得た結果を踏まえて、内モンゴル自治区および重慶市、湖北省、広東省、上海市の各レベルの人民法院における人民参審員の数、制度を適用した事件数、参審率をそれぞれ明らかにし、人民参審員及び裁判官による現行制度に対する評価をインタビューにより明らかにした。最後に、その運用実態を踏まえて、制度実施における問題とその問題が生じる原因を検討した。それをもって課題の解明に充てる。

第5章は、今度の改革のねらいを究明する。本章では、制度改革以降、学者が提出したさらなる制度改革案を概観し、最高人民法院に高く評価された「吳中モデル」を基礎に、今年の五月より一部の地域で実施される試験的法案の内容を分析した上で、現在の制度改革の到達点を究明した。

3 先行研究の整理

日本における人民参審員制度に関する研究は、主に2005年以前の人民参審員制度の条文の翻訳とその評価をめぐって展開されている^①。しかし、以上の課題に取り組む本稿にとっての先行研究は、2005年以降の人民参審員制度改革の理念と現状

① 長谷川(名は不詳)「中国における人民陪審制」アジア経済旬報, 208号(1954年)11~19頁、「中国の人民陪審」中国資料月報, 97号(1956年)1~48頁、幼方直吉「中国の人民陪審員制度の現状」法律のひろば10巻6号(1957年)27~30頁、宮崎昇「人民参審制(上)」法律のひろば17巻12号(1964年)18~21頁、「人民参審制(中)」法律のひろば18巻1号(1965年)38~41頁、「人民参審制(下)」法律のひろば18巻2号(1965年)33~37頁、岡村志嘉子「海外法律情報中国-人民参審制の改革」ジュリストNo. 1270(2004年6月15日号)141頁、通山昭治「五四年憲法下の中国人民参審員制度(上)」九州国際大学法学論集, 12巻1号(2005年)116~61頁、「五四年憲法下の中国人民参審員制度(下・完)」九州国際大学法学論集, 12巻2・3合併号(2006年)200~152頁はその代表的な例である。

に関するものである。数から見ると、本稿の先行研究と見なすべき論考は少ないが、その改革理念を論じた論文もあれば、制度の現状を研究対象とするものもあり、両者を総合的に考察するものもある。以下ではこの三者に分けて先行業績を紹介し、その到達点および足りない部分を検討する。

制度改革の理念を論じた先行研究

2005 年から始める人民参審員制度改革の背後にある理念に関する著作は存在しないが、韓玉勝・史丹如の「司法における民主主義と民主主義の司法——刑事訴訟における人民陪審員制度の現状と課題」は、制度改革が追求している価値を論文の一部分として多かれ少なかれ触れて論じた^①。

その中身を見てみると、韓・史は、人民参審員制度の核心的な価値を民主主義と公正さを実現すること、および制約と監督を実現すること、実体的正義と手続的正義を実現すること、訴訟の効率を実現すること、法律普及の多様な経路を実現することという五つの価値に帰納している。それらの価値を内容的にみれば、次の通りである。

まずは、民主主義と公正さを実現することについて、「人民参審員制度は、条件を満たしている普通の公民に裁判に関与する権限を与え、彼らに司法を理解させ、参加させる。刑事事件の審理手続を万人の目の前で行うことによって、審理過程を人々に公開し、刑事裁判の透明度をいっそう高める。……人民陪審員が裁判活動に参加し、普通の公民を代表して司法権力を行使することは、人民が国家管理に参加する権利の実現を示している。……また、複雑かつ難しい事件によって誤解と対立が生じるたびに、人民陪審員は根強い民衆的基盤を通して人々を説得する方法で、事件を即時に解決できている」(121 頁) ために、「人民陪審員制度は、まさに司法制度が民主的かつ公正であるという目標に向って前進するための内在的要求である」(121 頁) とする。つまり、司法の民主主義と公正さは、審理手続を公開することおよび普通の公民から人民参審員を選出すること、事件に関わる人々を説得することを含んだ人民参審員制度により、遂行することができると、韓・史は考えている。

次に、制約と監督を実現するとの価値の中身について、「人民陪審員は、各級人民代表大会の常務委員会によって任命されており、人民法院には任免を申請する権

① 韓玉勝・史丹如「司法における民主主義と民主主義の司法——刑事訴訟における人民陪審員制度の現状と課題」後藤昭編『東アジアにおける市民の刑事司法参加』（国際書院，2011年）119～135頁参照。

限しかない。これは司法の民主性の表れであるとともに、それによって裁判官の権力に対する制約作用が生じることは間違いない。また、中国の『人民法院組織法』と『刑事訴訟法』は、人民陪審員は人民法院の事務を履行するに当たって、裁判官と同等の権限を有することを定め、強調している。……したがって、合議体において、裁判官は独断的な権限を有するのではなく、人民陪審員と同等の地位にあり、判決内容の決定権は人民陪審員からの制約を受ける」(122 頁)、そして、「人民陪審員制度は、裁判官の権力を制約するほかにも、裁判官が廉潔であるか否かを監督する動きがある。……人民陪審員の存在は裁判官にとって、一面の『鏡』であり、常にその監督的存在を思い出させているので、裁判官が自己を正さなければならず、人民陪審員と共同して司法の腐敗を防止することによって、法廷内外の廉潔性を保証している」(123 頁)とする。つまり、人民参審員に裁判官と同様な権力と地位を与えることによって、裁判官の恣意判断と腐敗を防げることを実現するというわけである。

また、実体的正義と手続的正義を実現する理念をめぐって、韓・史は、実体的正義と手続的正義はコインの表裏であり、前者が後者の前提と基礎である一方、後者が前者を客観的に反映しているという認識を強調したうえで(123 頁)、人民参審員制度がどのようにその両者を実現するかについては「中国は成文法国家であり、完備された刑法典を有している。立法機関も常に時に応じて刑法典を改善していることは、まず裁判が依拠すべき法律の基礎を固めていることになる。……法律を通して、人民陪審員制度を明確にし、裁判権限を与え、そのうえ裁判官と共同で合議体を構成し、公正な実体法に基づき、正当な司法手続に従って、事件を公正に審理し、罪刑法定主義に従って、事実認定および判決をすることを求めている。故に、中国の人民陪審員制度は、裁判において手続的正義を決定し、そして裁判過程を通して実体(法律)の正義を反映している」(124 頁)と応える。つまり、人民参審員制度は、国民の司法参与の手続を明確にすることで手続的正義を、そして、人民参審員に裁判官と同じ事実認定と法律適用の権限を与えることで成文法が備えた実体的正義を実現する。

そして、訴訟の効率を実現する価値について、「当面、中国の裁判所における裁判官の平均人数は少ないのに対し、審理する事件の数は膨大であり、その比率は非常に不均衡である。人民陪審員が裁判に参加することによって、司法資源の不足と裁判官の人手不足という問題を解決し、裁判官 1 人当たりが審理する事件数の多さを緩和している」(124 頁)と示す。その後、韓・史は、法律普及の多様な経路を